○財務省告示第二百五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年七月三十一日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一九トン
四	六、○三九トン
五	三二八トン
六	四トン
七	一一トン
八	八トン
九	八、七八二トン
一〇	一、三八九トン
一一	三、六七四トン
一二	二二、三五七トン
一三	一、四一五、三二六トン
一四	二六七、六六八トン
一四の二	一二三、九七三トン
一五	一九七トン
一六	二、四七三トン
一七	三二、八七三トン
一八	五、〇七八トン
一九	三七六トン
二〇	一一〇トン
二一	五、五一七トン
二二	二八〇トン
二三	一、一二三トン
二四	四トン
二五	○トン
二六	九九一トン
二七	二、二六五トン
二八	○トン
二九	一三三トン

○財務省告示第二百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年七月三十一日

財務大臣　安住　淳

平成二十四年度の初日から平成二十四年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　五万三千七百九十七トン

二　冷凍牛肉　七万千百六十八トン

○財務省告示第二百五十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年七月三十一日

財務大臣　安住　淳

平成二十四年度の初日から平成二十四年六月三十日までの豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十七万四十五トン

二　生きている豚及び豚肉等　十七万五十六トン

○文部科学省告示第百十五号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号イの規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年七月三十一日

文部科学大臣　平野　博文

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京韓国学校中・高等部の項の次に次のように加える。

東京国際フランス学園	東京都	高等教育科の第一学年から第三学年までの課程に限る。

別表第一リセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京　柳北校の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。

○厚生労働省告示第四百六十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第3中18を23とし、10から17までを五ずつ繰り下げ、9の次に次のように加える。

10　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A／common magpie／Hong Kong／5052／2007（H5N1）（SJRG—166615）

11　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A／Egypt／2321—NAMRU3／2007（H5N1）（IDCDC—RG11）

12　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A／Egypt／3300—NAMRU3／2008（H5N1）（IDCDC—RG13）

13　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A／Egypt／N03072／2010（H5N1）（IDCDC—RG29）

14　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A／Hubei／1／2010（H5N1）（IDCDC—RG30）

○厚生労働省告示第四百六十三号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第六条の規定に基づき、平成二十三年度の標準報酬月額修正率を次のように定める。

平成二十四年七月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一・〇〇〇七七七八

○農林水産省告示第千八百七十三号

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第七条第八項の規定に基づき、平成十四年四月三十日農林水産省告示第千四号（作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から施行する。

平成二十四年七月三十一日

農林水産大臣　郡司　彰